

# 住居確保給付金のしおり

離職等により住居を失った方、失うおそれのある方へ  
～住居確保給付金事業のご案内～

知 立 市

# 住居確保給付金とは

離職・廃業の日から2年(疾病、負傷、育児等のやむを得ない理由がある場合は最長4年)以内である方、もしくは給与等を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらない理由により減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方であって、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

## 受給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職・廃業の日から2年(疾病、負傷、育児等のやむを得ない理由がある場合は最長4年)以内であること  
もしくは  
就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること。
- ③ 主たる生計維持者であること。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入合計額が収入基準額以下であること。(※表1参照)

[表1]

世帯人員数	基準額 [A]	家賃額(上限) [B]	収入基準額 [A]+[B]	貯金等基準額 [A]×6
1人	81,000円	37,000円	118,000円	486,000円
2人	124,000円	44,000円	168,000円	744,000円
3人	159,000円	48,100円	207,100円	954,000円
4人	197,000円	48,100円	245,100円	1,000,000円
5人	235,000円	48,100円	283,100円	1,000,000円
6人	273,000円	52,000円	325,000円	1,000,000円
7人	310,000円	58,000円	368,000円	1,000,000円
8人	343,000円	58,000円	401,000円	1,000,000円
9人	376,000円	58,000円	434,000円	1,000,000円
10人	410,000円	58,000円	468,000円	1,000,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の預貯金額の合計金額が〔表1〕の預貯金等基準額以下であること。(※世帯人数が4人以上の場合であっても、100万円が上限となります。)
- ⑥ 公共職業安定所(ハローワーク)又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。  
(※自営業者で事業再建を希望する場合は、商工会議所、商工会、よろず支援拠点等への経営相談および自立に向けた活動を行うことで求職活動に代えることができます。)
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一世帯に属する者が受けていないこと。(※住居確保給付金は、生活保護との併給は認められません。職業訓練受講給付金との併給は可能です。)
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

## 受給中に行っていただくこと（求職活動要件等）

住居確保給付金の受給者は、以下の①～③を行います。自立相談支援機関にて、①～③の活動ができていないと認められない場合、受給期間内であったとしても、住居確保給付金の支給を中止する場合があります。

### ① 求職活動要件

#### (1)公共職業安定所(ハローワーク)等で求職活動を行う方

- ア 公共職業安定所への求職申込
- イ 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の職業相談を毎月2回以上受けること。
- ウ 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受けること。
- エ 原則週1回以上、求人先への応募を行う。又は求人先の面接を受けること。  
※職業相談確認表、常用就職活動状況報告書にて、活動の確認をします。(要提出)

#### (2)経営相談を行う方

- ア 原則月1回以上、経営相談先で経営相談を受けること。
- イ 経営相談先からの助言等をもとに、自立に向けた活動計画を作成し、月に1回以上、計画に基づく取組を行うこと。
- ウ 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受けること。  
※支給期間を再延長した場合は、公共職業安定所等での求職活動が必要です。

- ② 支給決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの)した場合は、「常用就職届」を自立相談支援機関へ提出してください。
- ③ 「常用就職届」提出以降、収入額を確認することができる書類を自立相談支援機関へ提出してください。

## 支給期間・支給方法

支給期間：支給期間は原則3か月間です。

なお、支給期間が終了する際に、その期間中に誠実な就職活動を行っていたこと及び世帯の収入・預貯金が基準額以下であるなど、一定の要件を満たしていれば、3か月の支給期間を延長及び再延長(最大9か月)の申請することができます。

また、受給が終了していても、再度要件に該当し、前回の受給が終了から1年経過している場合は再支給が可能です。(※経過措置として、令和6年3月31日までに住居確保給付金の申請をしている場合で、会社の都合で解雇又は離職された方は1年を経過していなくても再支給を申請できます。)

支給方法：知立市役所から大家等の家賃支払先へ直接納付します。

(支給対象者への給付は行われません。)

## 支給額

- ① 世帯収入合計額(月額)が基準額以下の方は、家賃額の上限を支給します。
- ② 世帯収入合計額(月額)が基準額を超え、かつ居住する住宅の実際の家賃額が家賃額の上限を下回る場合は、以下の数式により算定された額を支給します。
- ③ 世帯収入合計額(月額)が基準額を超え、かつ居住する住宅の実際の家賃額が家賃額の上限を超える場合は、以下の数式により算定された額を支給します。

支給額(※) = 実際の家賃額 - (世帯収入合計額(月額) - 基準額)

※なお、支給額は、家賃額(上限)を上限とします。

### 【計算例】

○知立市在住の単身世帯(家賃月額 70,000 円、世帯の収入月額 100,000 円)の方

実際の家賃額 60,000 円 - (世帯収入月額 100,000 円 - 基準額 81,000 円) = 41,000 円

→ 支給上限額 37,000 円 (支給額は家賃額(上限)となります。)

○知立市在住の3人世帯(家賃月額 45,000 円、世帯の収入月額 170,000 円)の方

実際の家賃額 45,000 円 - (世帯収入月額 170,000 円 - 基準額 159,000 円) = 34,000 円

→ 支給額 34,000 円 (家賃額(上限)は 48,100 円ですので、上限額以下の支給額となります。)

## 支給の中断

支給決定後、住居確保給付金受給者が疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合は、申請により住居確保給付金の支給を中断します。

心身の回復後に求職活動を再開し、支給要件に該当する場合は、申請により住居確保給付金の支給を再開することができます。

## 支給の中止

以下の①～⑥に該当する場合、支給を中止します。支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

- ① 住居確保給付金受給中の義務(求職活動要件等)を怠る方
- ② 自立相談支援機関が策定したプランに従わない方
- ③ 受給中に常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が収入基準額(基準額に家賃額を加算した額)を超えた方  
(※その収入が得られた月の家賃相当分から支給を中止。)
- ④ 住宅を退去した方(大家からの要請の場合、自立相談支援機関の指示による場合を除く。)  
(※退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止。)
- ⑤ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった方
- ⑥ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する方が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合

## 支給額の変更

以下のいずれかに該当する場合に限り、申請により支給額を変更します。

- ① 支給対象となっている住宅の家賃が変更された場合
- ② 収入があることにより一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し基準額を下回った場合
- ③ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合又は、自立相談支援機関の指導により同市内での転居が適当である場合

## 申請をするために必要なもの

① 本人確認書類(次のいずれか)

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本(抄本)等の写し

② 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

・2年(疾病、負傷、育児等のやむを得ない理由がある場合は最長4年)以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し(離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類。自営業を廃止した場合は、廃業届等、廃業したことを確認できる書類。)

・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し(雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントメントがキャンセルになったことがわかる文書等)

③ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳

④ 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

## 申請・お問い合わせ先

相談・申請は、知立市社会福祉協議会で受け付けています。

まずは、お電話いただき、ご予約の上申請を行ってください。

知立市社会福祉協議会  
住所: 知立市八ツ田町泉 43 番地  
電話: 0566-82-8833  
メール: info@chiryu-shakyo.or.jp